

男女共同参画社会と女性の学習環境の 形成要因について

小 山 忠 弘

(北海道教育庁)

はじめに

今日、女性の学習活動がさまざまな分野で活発であるが、それは男性よりも女性の方が余暇時間が多いからという単純な理由からではない。経済・社会・教育・文化の作用によるジェンダーとしての意識・態度の変容が進行しているからであろう。これまでの男性の生き方や好みに合わせるというような、男性に従属する考え方・生き方モデルから、自分たちの生きる時代に合った、個人のライフステージや自分の理想に合ったモデルを求めて、いわゆる「女になる」ための学習活動が活発化したと認識すべきであろう。

エンパワメントとしての意識・態度の変容を図るための学習環境の形成は教育・学習を専掌する文部省及び地方自治体の教育委員会による学校教育、社会教育を始めとする生涯学習の振興方策によるものであったのか、あるいは他の行政施策によるものであったのか、その形成プロセスにおいて特に顕著な影響が見られる1975年（昭和50年）以降の行政施策等について考察することとした。

1. NGOによる行政の変革

「来るべき21世紀社会に向けて、我が国においては、社会の変化を見通しつつ、あらゆる層の国民一人一人が充実した生涯を過ごすことができる環境づくりが、緊急の課題として求められている。このため、男女が自らの主

体的な選択に基づき、家庭や社会のあらゆる分野における活動に平等に参画する機会が確保される社会、すなわち男女共同参画社会を形成することが重要である。」と93年7月（平5）に総理府に設置の婦人問題企画推進本部が決定するまでに至った背景には、65年（昭40）P・ラングランの「生涯教育について」や71年（昭46）社会教育審議会答申の「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」及び中央教育審議会答申の「今後における学校教育の総合的な整備拡充のための基本的な施策について」などに基づく教育行政施策の結果というよりは、75年6月ILO総会において「婦人労働者の機会及び待遇の均等を促進するための行動計画」の採択、同年7月メキシコで開催された国際婦人年世界会議（第1回）における、「世界行動計画」の採択、さらに同年12月国連総会における76年から85年までを「国連婦人の10年」と決定したことなどに、我が国の政府として対応するため、労働省を始めとする関係省庁が法律や制度の改正に着手した各種の行政施策の結果が大きいものと思われる。

国連は72年（昭47）の総会で、75年を「国際婦人年」と定め、「平等・開発・平和」の三つの目標の下に、女性の地位の向上をめざして世界的な行動を展開することを宣言した。同年メキシコシティにおいて初の世界女性会議である「国際婦人年女性会議」が開催され、各国が採るべき措置のガイドラインとなる三つの目標を実現するための「世界行動計画」が採択された。この行動計画は女性が社会のあらゆる分野に参加し、男性と差別されることなく、社会的、経済的利益を享受するとともに、社会の進歩に貢献することを基本理念とし、各国政府、全ての公的及び民間の機関等に対し、「婦人に完全な平等を実現、いかなる種類の差別もなしに、自由にあらゆる形態の開発に参加し、教育及び雇用の機会を得られる」ような社会的・経済的構造の変化が促進されるよう要求したものである。

これを受けて我が国では、75年6月衆・参両議院本会議で「国際婦人年に当たり、婦人の社会的地位の向上をはかる決議」を採択し、同年9月総理府に「婦人問題企画推進本部」（本部長・内閣総理大臣）を設置することを閣議決定している。こうした動向に迅速に対応したのは、同年10月に農林省は省内に「婦人問題連絡会議」を設置、11月には労働省が、「婦人関係行政セミナー」を実施するとともに総理府、国際連合協会との共催で「国際婦人

年記念日本婦人問題会議」を開催、12月には法務省が人権週間において婦人の地位向上を強調するなど、やっと政府関係者の重い腰を上げさせ、我が国の「男は仕事、女は家庭」「女は男に従うもの」というこれまでの男性中心の社会制度を変革するための意識改革がスタートしたのである。

80年（昭55）には「国連婦人の十年ナイロビ世界会議」が開催され、10年の成果を評価するとともに、残された課題を解決するため、西暦2000年に向けての「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略の「第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」が国連経済社会理事会において採択された。これは24の具体的な目標を掲げ、ナイロビ将来戦略の実施ペースを速めるよう、各国政府に要請するものであった。

95年9月には北京において、「第4回世界女性会議」が開催された。この会議では、ナイロビ将来戦略の完全な実施を図るための「第2回見直しと評価」を行い、「北京宣言及び行動綱領」が採択された。このことは、各国政府にナイロビ将来戦略の完全な実施と12の重大領域についての取組みを求めたものである。特に「行動綱領」は「女性のエンパワーメント（力をつけること）に関するアジェンダ（予定表）」と位置付けられており、西暦2000年に向けて取り組むべき優先行動分野を示している。当然、我が国においても法律や諸制度の整備・改善を含む積極的な対応が求められることになったのである。

2. 我が国の主要な行政施策

地方自治体が「世界行動計画」に基づく各種の施策を具体的に展開するためには、国レベルでの法律・諸制度の整備改善が不可欠であることから、迅速な対応を見せたのは労働行政である。まず、75年7月に義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律（昭和50年法律第62号）が公布されている。この法律は幼稚園から高等学校までの女子教育職員及び医療施設等の看護婦、保母等について育児休業制度を設けるもので「1歳未満の子を養育する者が育児休業の許可を申請した時は、任命権者は、代替職員の臨時的任用が著しく困難な事情にある場合を除き許可しなければならない」こと「育児休業の期間は、任命

権者の定める日から子供が1歳に達する日までの間で、任命権者が定める日まで」とか「育児休業の許可を受けたものは、その期間中、身分は保有するが職務に従事せず、給与は支給されない」「育児休業を理由として不利益な扱いを受けない」「私立の義務教育諸学校等のこの法律に規定する育児休業制度に準じて必要な措置を講ずるよう努めなければならない」ことなどが定められており、この法律によって、女性が出産のために職場を辞めなくてもよくなり、今日の男女共同参画社会形成の大きな礎となっている。

＊76年2月婦人問題企画推進本部は、行政機関における婦人の登用等について決定した後、各省庁の事務次官会議で申合わせを行い、3月には人事院規則（採用試験）を改正し、76年度の国家公務員の初級試験（高校卒）のうちの「行政事務B」について、女性に受験資格を認めることとした。

＊77年2月婦人問題企画推進本部は、向こう10年の女性に関する行政の課題及び施策の方向を明らかにする「国内行動計画」を策定し、積極的な推進を図ることとした。その基本的方向と展開の柱は①法制上の婦人の地位の向上、②男女平等を基本とするあらゆる分野への婦人の参加の促進、③母性の尊重及び健康の擁護、④老後等における生活の安定の確保、⑤国際協力の推進などである。

＊77年4月労働省は雇用対策施行規則の一部を改正する省令（昭和52年労働省令第13号）によって、公共職業安定所長の指示により、公共職業訓練を受講する寡婦等の求職者に対して訓練手当を支給し、技能習得及び就職の促進を図ることとし、女性の職場進出への環境づくりに着手した。

＊77年5月文部省は文部省設置法の一部を改正する法律（昭和52年法律第41号）によって、婦人教育の振興を図るため、婦人教育指導者その他婦人教育関係者に対する実践的な研修及び婦人教育に関する専門的な調査研究を行うほか、国際会議や国際交流の場として、埼玉県嵐山町に国立婦人教育会館を設置した。

＊79年1月運輸省は女子の受験を制限していた職種＝航空管制官、航空保安大学校学生、海上保安大学校学生、気象大学校学生について、79年度から女子の受験を認めることとし、同年3月には人事院規則を改正している。また、危険有害業務の就業制限、深夜勤務の禁止及び時間外勤務の制限を解除するなど必要な整備をした。同年7月東京商船大学は、80年度の入学

試験から女子の受験を認めた。

- *80年2月国税庁は国税専門官採用試験に、80年度から女子の受験を認めることとし、同年3月人事院規則の改正を行い、国税専門官及び皇宮護衛官の女子の受験を認めた。
- *81年6月文部省は放送大学学園法（昭和56年法律第80号）によって、放送等により教育を行う大学を設置し、当該大学における教育に必要な放送を行うこと等により、大学教育の機会を広く国民に提供するとともに、大学教育のための放送の普及を図ることを目的としているが、衛星の関係上当分の間、関東地方一円の人々だけがその恩恵を受けることになった。同年6月にはこれまでの「母子福祉法」が、「母子及び寡婦福祉法」に改められたことによって、女性の社会進出が一層容易になった。
- *84年6月労働省の組織令等の一部を改正する政令（昭和59年政令第212号）によって、婦人少年局を再編整備して庶務課、婦人政策課、婦人労働課、婦人福祉課の4課からなる「婦人局」を設置して、婦人行政の充実を図った。同年8月に臨時教育審議会設置法（昭和59年法律第65号）が定められ「社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現の緊要性にかんがみ、教育基本法の精神にのっとり、同法の規定する教育の目的の達成に資するため、総理府に、臨時教育審議会（以下「審議会」という。）を置く。」に基づき、内閣総理大臣は同年9月、臨時教育審議会議長に対して「我が国における社会の変化及び文化の発展に対応する教育の実現を期して各般にわたる施策に関し必要な改革を図るための基本的方策について」諮問した。以後四次にわたる答申は、戦後教育の反省に立ち、21世紀を展望した新しい教育の在り方を提言、我が国の教育改革の拠り所となっている。
- *85年6月雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を促進するための労働省関係法律の整備に関する法律（昭和60年法律第45号）によって、これまでの「勤労婦人福祉法」を「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」に改め、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、女子労働者の就業に関する援助の措置等に関する規定を整備するとともに、労働基準法を改正して①18歳以上の女子については、1日2時間、1週6時間、1年150時

間の時間外労働の上限が定められ、休日労働が禁止されていたが、一定の指揮命令者及び専門業務従事者については廃止された。・工業的事業に従事する女子については、1日2時間の規制が廃止された。・非工業的事業に従事する女子については、一定の範囲内で命令により規制が設けられた。②18歳以上の女子については、従来から認められていた業務等を除き深夜業が禁止されていたが、一定の指揮命令者及び専門業務従事者、業務の性質上深夜業が必要な業務に従事する労働時間の短い者、労働者の申出に基づき使用者が行政官庁の承認を受けた者等について規制を解除した。③その他、女子の危険有害業務の就業制限についての規制緩和等女子保護規定の緩和を行った。④産前産後休業その他の母性保護措置の拡充を行った。同年6月臨時教育審議会は「教育改革に関する第一次答申」を内閣総理大臣に提出し、教育改革の基本的な考え方を8項目示した。同月政府は女子差別撤廃条約に批准した。

＊86年1月には雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律施行規則（昭和61年労働省令第2号）が定められるなど、女性の労働条件の改善に関する法律面の整備が急速に進んだ。同年4月臨時教育審議会は「教育改革に関する第二次答申」を提出し、21世紀に向けての教育の基本的な在り方など提言している。

＊87年4月臨時教育審議会は「教育改革に関する第三次答申」を提出し、生涯学習体系への移行など提言している。同年5月婦人問題企画推進本部は「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（基本的施策＝87～2000年、具体的施策＝87～90年）を決定し、「男女共同参加型社会の形成を目指す」をテーマに、5つの基本目標と15の重点目標を掲げた。同年8月臨時教育審議会は「教育改革に関する第四次答申」を提出し、改革のための具体的な方策などについて提言している。同年9月労働基準法の一部を改正する法律（昭和62年法律第99号）は妊産婦に対する変形労働時間制適用の制限について、使用者は育児等に必要な時間を確保するよう定めている。同年10月教育改革推進大綱「教育改革に関する当面の具体的方策について」を閣議決定したことにより、文部省を中心に本腰を入れて教育改革に取り組むこととなった。

＊88年7月文部省は「社会教育局」を改組・拡充して「生涯学習局」を設置

し、各局の横断的な連絡調整を図る筆頭局として位置付けられた。生涯学習振興課には他省庁からの人材も派遣されている。

＊89年3月文部省は新学習指導要領を告示。小学校、高等学校の家庭科及び中学校の技術・家庭科について、内容及び履修の在り方について改善し、男女同一の教育課程にしたことは、男女共同参画社会を構築するための意識改革や学習環境の形成上大きな影響を及ぼすものである。

＊90年5月防衛庁は防衛大学校の女子の受験を92年度から認めることに決定した。同年6月生涯学習のための施策の推進体制等の整備に関する法律（平成2年法律第71号）が制定された。各省庁間と協議の結果、最終的には文部省と通産省の連携によって成立したものである。その主要な柱は、①生涯学習の振興のための都道府県教育委員会の事業を明記、②地域生涯学習振興基本構想、③生涯学習審議会等となっている。同月、農林水産省に、農山漁村婦人対策の連絡調整を行う「婦人・生活課」を設置。8月農林水産省内に婦人対策連絡会議を設置、また、同月、厚生省に「子供が健やかに生れ育つための環境づくり推進会議」を設置。

＊91年5月婦人問題企画推進本部は「西暦2000年に向けての新国内行動計画」（第一次改定）基本的施策＝87～2000年、具体的施策＝91～95年を決定。同月、育児休業に関する法律（平成3年法律第76号）この法律は、子を養育する労働者の雇用の継続、福祉の増進、経済及び社会の発展を目的として、育児休業に関する制度及び子の養育を容易にするため勤務時間等について事業主が講ずべき措置を定めたもので、①男女労働者は、期間を明示して育児休業を申し出ることにより、子が1歳に達するまでの間、育児休業をすることができる。②育児休業の取得を理由とする労働者の解雇はできない。③事業主は、あらかじめ、労働者の育児休業中の待遇、育児休業終了後における賃金、配置等について定め、また、労働者の育児休業の申出及びその後における職場復帰が円滑に行われるように努めなければならない。④事業主は、1歳から小学校就学までの子を養育する労働者について、育児休業又は勤務時間の短縮等の措置を行うように努めなければならないなどと定めており、男女共同参画社会形成上極めて大きな意義を持つ法律である。同年11月船員に関する育児休業等に関する法律施行規則（平成3年運輸省令第36号）、12月には国家公務員の育児休業等に関する

法律（平成3年法律第109号）、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）、裁判官の育児休業に関する法律（平成3年法律第111号）が相次いで定められた。

＊92年6月政府は「生活大国5か年計画－地球社会との共存をめざして－」を発表。女性が能力を発揮しやすい環境整備を掲げ、①男女雇用機会均等法の定着、②労働基準法の見直し、③育児休業制度の定着、④女子再雇用制度の普及等をうたっている。7月労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法（平成4年法律第90号）によって、余暇時間の創出に向けてその条件整備がさらに進められた。

＊93年6月地方交付税において、基準財政需要額に「男女均等推進対策」に要する経費が算入された。7月婦人問題企画推進本部は「男女共同参画型社会づくりに関する推進体制の整備について」決定。同月、労働基準法及び労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律（平成5年法律第79号）によって、労働基準法が改正された。その主な内容は①法定労働時間は、週40時間労働制を平成6年4月1日から実施する。②命令で定める規模・業種の事業に係る法定労働時間の適用については、平成9年3月31日までの間「40時間を超え44時間以下の範囲内において命令で定める時間」とする。③変形労働時間制は、最長1年の範囲内で1週平均40時間以下とすることができる。④時間外労働及び休日労働は、時間外労働及び休日労働に係る法定割増賃金率については、2割5分以上で5割以下の範囲内で命令で定めることとする。⑤年次有給休暇は、勤続勤務要件を1年から6か月に短縮する。・出勤率の算定に当たって育児休業について出勤したものとしみなす。⑥林業労働者を労働時間法制の適用対象に加えることとした。また、労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の改正については、中小企業に対する支援措置として、助成制度を創設し、その助成金支給業務を指定法人（労働時間短縮支援センター）に行わせることとした。

＊94年3月女子労働基準規則の一部を改正する省令（平成6年労働省令第8号）によって①非工業的事業における時間外労働・休日労働の上限の一部緩和、②時間外労働・休日労働・深夜業の規制が緩和される「専門的な知識又は技術を必要とする業務に従事する者」の範囲の拡大、③深夜業の禁

止の例外となる業務の追加等が定められた。6月専修学校設置基準の一部を改正する省令（文部省令第14号）は、多様な学習ニーズに対し、個々の専修学校がその特色を生かして教育の内容の一層の充実を図ることができるようにするとともに、生涯学習の振興の観点から、専修学校への社会人の受入れを推進するため学習機会の多様化を図ることとした。同月、総理府本府組織令の一部を改正する政令（平成6年政令第157号）によって、内閣総理大臣官房に男女共同参画室を置き、①各行政機関の男女共同参画社会の形成の促進に関する事務の連絡、②他の行政機関の所掌に属しない事務のうち、男女共同参画社会の形成の促進に関するものを調査し、企画し、及び立案することとした。また、総理府本府に男女共同参画審議会を（平成9年3月31日まで）設置し、男女共同参画審議会令（平成6年政令第190号）で男女共同参画審議会の組織等について定めている。「男女共同参画推進本部」設置を閣議決定し、これまでの婦人問題企画推進本部を廃止した。

＊95年6月育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（平成7年法律第107号）法律の題名を「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に改める。（ただし、平成11年3月31日までは「育児休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」となる。）

＊96年12月男女共同参画推進本部は労働、福祉、教育、文化、スポーツを含む「男女共同参画2000年プラン」（施策の基本的方向＝21世紀初等、具体的施策＝2000年まで）を策定して都道府県に示した。

＊97年3月「男女共同参画審議会設置法」が制定され、国レベルでの推進体制がさらに整備されることになった。

国連を中心とするNGOの働きかけによって、政府を始め関係省庁が法律改正を含む諸制度の改革に取り組むなど、男女共同参画社会の実現に向けた労働・生活の条件整備の結果、女性の学習環境づくりが、急速に進んだのである。

3. 地方地自体の施策

77年婦人問題企画推進本部が向こう10年間の「国内行動計画」を策定したことにより、都道府県レベルでの行動計画を策定しなければならない状況になったが、当時は今日のように生涯学習の推進体制の整備が進んでいないこともあり、総理府から都道府県知事部局へという、いわゆる一般行政ルートでの策定作業がスタートした。したがって、都道府県教委や市町村教委の担当者は、国の政策的なものであり、知事部局の仕事であるという意識は否定できなかった。特に、市町村においては行動計画関連の事業への婦人の参加について、首長部局と教委の間で調整に手間取った所も少なくない。また、国内行動計画と教育プロパーの婦人教育計画の相違や関連性の問題、さらには、その整合性をどのように図るかということについて、婦人団体ばかりでなく事務局職員も苦慮したようである。しかし、観点を変えれば、市町村教委によって戦後組織化された地域婦人団体は、地域社会の変化や構成員の価値観の多様化などによりその活動が停滞し、有名無実化したり、年々消滅していくという危機的状況にあったことから、それを打開するための一つの方策になったことも事実である。

いずれにしても都道府県においては、国のガイドラインに沿って計画策定に取り組んでおり、例えば北海道においては、78年に「北海道婦人行動計画」を策定し、80年にはその定着化を図るため、14支庁管内に婦人指導員を配置している。81年には「北海道婦人行動計画推進協議会（85年北海道女性会議に改組）」を設置している。また、87年には「北海道女性の自立プラン」を策定し、地域や職域に働きかけるとともに、行政の役割を示している。91年には「道立女性プラザ」を設置し、情報提供、学習や交流活動の拠点として活用されている。95年には女性関連施策の総合的な推進を図るため、知事部局に「女性室」を設置するとともに、「北海道男女共同参画懇話会」の設置、さらに知事を本部長とする「北海道男女共同参画推進本部」を設置して、知事部局、教育委員会、警察本部との緊密な連携・協力を図っている。なお、知事は「北海道生涯学習推進本部」の本部長でもある。

他の都府県においてもこのような施策を講じており、いわゆる一般行政

主導の流れの中で、女性の学習環境の形成が進められているのである。一方、都道府県教育委員会の女性の学習環境の形成に対する施策については、ほぼ文部省の婦人教育課所管による補助金がらみの女性関連事業を展開するという域を出ていないと思われる。その原因の一つは、両者とも一般行政と教育行政の建て前論に終始し、生涯学習の理念に基づく相互の連携・協力を推進するリーダーが不在であること。二つは、「男女共同参画2000年プラン」が経済・教育・文化を含む体系的で総合的な計画であるのに、これを一種の生涯学習振興計画として読み替え、各都道府県の生涯学習振興計画・基本構想と符号させた施策を構築する企画力と実践力を持ったリーダーが両者にいないことであろう。こうしたことはまた、市町村、市町村教育委員会にも言えることであって、女性の学習環境を形成するためには、行政の縦割り意識やセクト意識を改革する以外にはないのである。双方の職員がしっかりとした生涯学習の理念のもとに「行政の生涯学習化」をめざして真剣に取り組まなければ、生涯学習体系への移行は難しいのである。

4. 生涯学習社会と女性の学習環境の形成

女性の学習環境を形成する場合、様々な条件のクリアーが必要である。行政作用においても、どちらかといえば一般行政は、法律や諸制度を改正してその目的を達成するような関わり方、つまり促進型（動的）行政作用であり、教育行政は各種諮問機関の答申や提言による雰囲気づくりや意識改革を図るような関わり方、つまり啓発型（静的）行政作用である。「自発的意思に基づき、必要に応じ、自己に適した手段・方法を選んで生涯を通じて行う」のが生涯学習の定義であるが、成人女性の学習活動は「生活と学習、労働と学習、諸活動と学習とは結合しなければならないのである。学習をいわゆる個人的活動としてではなく、歴史的な社会の中での社会活動の一環として考える」^(注)べきであって、とりわけ個々の女性が、自ら意識と能力を高め・政治的、経済的、社会的及び文化的能力を持った存在、いわゆるエンパワーメントの学習を促進するためには、専ら個人の自主的・自発的行動に任せるだけでなく、OJT・OFFJTを通しての職業上の学習や様々な社会参加の場面での意識啓発を受けることなど、それに必要な余暇時間の保障が

必要である。そのためには促進型（動的）行政作用による法律の整備や諸制度の改善が不可欠である。一部の識者からは、個人の自由意思に基づく学習に対する国家行政の不当な介入だというそしりは免れないとしても、教育・学習を専掌する教育行政よりも、生活、労働に密着している一般行政の方がより大きな効力を持つことは否定できない事実である。

都道府県、市町村レベルにおいて紆余曲折があったとしても、男女共同参画社会の形成を機軸とする女性の学習環境が整備されつつあるのは、総理府がイニシアティブを取ったことにより、労働、厚生、農水、運輸、文部などの関連する省庁が、いわゆる役人の縄張り意識を超えて積極的に対応したからである。そして婦人問題企画推進本部がその役割・機能を発揮することができたのは、各省庁から派遣された優れた人材集団の「前向きの論理」による企画・立案があったからである。このようなことから、「いつ学んでも、どこで学んでも、その成果を適切に評価し、職場や地域社会の中で生かされる」という生涯学習社会を形成するためには、各省庁間の積極的な人事交流によって意識改革を図り、各省庁固有の体質を改善することが最も急がれるのである。しかし、昨今の橋本内閣による行財政改革における省庁の再編論議においても、生涯学習省創設論ではなく、教育・科学・文化省という各省庁のエゴだけが全面に出された論議に終始しているのが現実であり、我が国の生涯学習社会実現への道程は遠いのである。それはまた都道府県、市町村における一般行政と教育行政との連携・協力の問題や教育行政内の学校教育行政と社会教育行政との連携・協力の場面でも同様のことが言えるのである。

現在33都道府県（平7）に生涯学習審議会が設置されているほか、42都道府県が生涯学習振興計画・基本構想を策定している。また、1877市町村（58.6％）に生涯学習審議会等が設置されているほか、1036市町村が生涯学習振興計画・基本構想を策定している。さらに、生涯学習宣言をしているのは、106市町村になっている。生涯学習の推進体制の整備が着実に進行しているように思われるが、大切なことは形式的整備ではなく、これらの組織・機構が実質的に機能することなのである。生涯学習推進本部の事務局を首長部局に置くべきか教育委員会事務局に置くべきかについては、今日なお論議されているようだが、それは生涯学習のまちづくりにおける市町村の成熟度

に応じて判断されるべきであり、首長の生涯学習に対する理解度に応じて決断されるべきであろう。一時期教育委員会制度の独自性を維持するという観点から、推進本部の事務局は教育委員会に置くことが望ましいという見解が示されていたが、学校教育行政と社会教育行政それぞれの基本理念が失われていなければ、生涯学習行政であるからこそ、どちらに置いても良いのである。

おわりに

社会変動に対応した学習環境の変容と施策について、男女共同参画社会を機軸とした成人女性の学習環境の形成要因を、主として法律整備の面から分析するつもりであったが、紙数の制約もあって主要な関係法律の羅列に終始してしまった。本稿では言及しなかったが、都道府県、市町村における高齢者の学習環境の形成においても、国の厚生行政による諸制度の改正や福祉施策のガイドラインによる影響が極めて大きいのであって、教育・学習に関する各種の答申等に基づく施策の推進には一定の限界を感じるのである。「健康」と「生きがい」が表裏一体のものだとすれば、超高齢社会を迎えた今日、福祉と教育の融合の在り方を、単なる行政の効率論ではなく、生涯学習の理念に基づく促進型（動的）行政の在り方論議を真剣に深めるべき時期なのである。

（注）平沢 薫「生涯教育学－民主的人格の生涯適全面発達－」1977 プレス
ギムナジカ

参考文献

- 総理府「女性の現状と施策－新国内行動計画に関する報告書（第5回）－」
1976
- 文部省「我が国の文教施設 生涯学習社会の課題と展望－多様化と高度化－」
1976